表備考ロ中「第七号又は第八号」を「第九号又は第十号」に改め、同表備考ヘ中「第九号」を「第十一号」に改め、同表備考ト中「第十号」を「第十二号」に改め、同表備考ヨ中「ル、ヲ又はカ」を「ヲ、ワ又はヨ」に改め、「百分の九十」の下に「（当該共済契約に係るてん補方式が地震等限定てん補方式である場合にあっては、百分の百）」を加え、同表備考ヨを同表備考タとし、同表備考カ中「ル又はヲ」を「ヲ又はワ」に改め、「締結されていた場合」の下に「（当該三年間のうちに規則第七十一条の七ただし書（規則第八十四条第二項において準用する場合を含む。）に定める期間がある場合にあっては、当該三年間に三回その共済責任期間の終了する日が含まれる継続契約が締結されていた場合）」を加え、同表備考カを同表備考ヨとし、同表備考ワ中「ヲ」を「ワ」に改め、同表備考ワを同表備考カとし、同表備考ヲ中「ル」を「ヲ」に改め、同表備考ヲ一中「同表の下欄に掲げる割合」の下に「（当該共済契約に係るてん補方式が地震等限定てん補方式である場合にあっては、百分の百）」を加え、同表備考ヲを同表備考ワとし、同表備考ル中「第七十一条の十八第八号」を「第七十一条の十八第十号」に改め、同表備考ルを同表備考ヲとし、同表備考ヌを同表備考ルとし、同表備考リを同表備考ヌとし、同表備考チ中「第七十一条の十八第十一号」を「第七十一条の十八第十三号」に改め、同表備考チを同表備考リとし、同表備考トの次に次のように加える。

チ　「地震等限定てん補方式」とは、規則第七十一条の十八第七号（規則第八十四条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる要件に該当する特約に係るてん補方式をいう（以下同じ。）。

本則を第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二　特定養殖共済のうちてん補方式が規則第七十一条の十八第八号（規則第八十四条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる要件に該当する特約に係る方式である共済契約に係るものの法第百二十五条の十第二項の基準共済掛金率は、次のイからハまでに掲げる場合に応じ、それぞれイからハまでに定める率とする。

イ　当該特約で定める割合が百分の三十の場合　前号の表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の約定限度内てん補方式の欄の上欄に掲げる率（同表備考ワ、ヨ又はタに該当する場合にあっては、同表備考ワ、ヨ又はタによって得た率）に百分の十を加えて得た率

ロ　当該特約で定める割合が百分の二十の場合　前号の表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の約定限度内てん補方式の欄の中欄に掲げる率（同表備考ワ、ヨ又はタに該当する場合にあっては、同表備考ワ、ヨ又はタによって得た率）に百分の十一を加えて得た率

ハ　当該特約で定める割合が百分の十の場合　前号の表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の約定限度内てん補方式の欄の下欄に掲げる率（同表備考ワ、ヨ又はタに該当する場合にあっては、同表備考ワ、ヨ又はタによって得た率）に百分の十二を加えて得た率

附　則

1　この告示は、その共済責任期間の開始日が平成二十一年十月一日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同年九月三十日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

2　平成二十一年十月一日以降一年間に締結される当初契約（当該当初契約に係るてん補方式が第二号に規定する方式である場合に限る。）の基準共済掛金率は、同号の規定にかかわらず、次のイからハまでに掲げる場合に応じ、それぞれイからハまでに定める率とする。

イ　当該特約で定める割合が百分の三十の場合　第一号の表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の約定限度内てん補方式の欄の上欄に掲げる率（同表備考ワ又はタに該当する場合にあっては、同表備考ワ又はタによって得た率）に百分の八十を乗じて得た率に百分の十を加えて得た率（小数点以下三位以下を切り捨てる。）

ロ　当該特約で定める割合が百分の二十の場合　第一号の表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の約定限度内てん補方式の欄の中欄に掲げる率（同表備考ワ又はタに該当する場合にあっては、同表備考ワ又はタによって得た率）に百分の八十を乗じて得た率に百分の十一を加えて得た率（小数点以下三位以下を切り捨てる。）

ハ　当該特約で定める割合が百分の十の場合　第一号の表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の約定限度内てん補方式の欄の下欄に掲げる率（同表備考ワ又はタに該当する場合にあっては、同表備考ワ又はタによって得た率）に百分の八十を乗じて得た率に百分の十二を加えて得た率（小数点以下三位以下を切り捨てる。）

○農林水産省告示第千三百十六号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百三十三条第二項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百九号（漁業災害補償法第百三十三条第二項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む）の規定に基づき農林水産大臣が定める純共済掛金率の基準となる率を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成二十一年十月一日から施行する。

平成二十一年九月十六日

農林水産大臣　石破　茂

第一号中「分損特約の有無」の下に「及びてん補方式」を加え、同号の表（備考を除く。）を次のように改める。

養殖施設の種類	分損特約の有無及びてん補方式			
	分損特約がある場合		分損特約がない場合	
	通常てん補方式	地震等限定てん補方式	通常てん補方式	地震等限定てん補方式
浮流し式養殖施設	四・三九％	○・一二％	三・三〇％	○・一二％
はえ縄式養殖施設	二・六一	○・一二	一・九六	○・一二
いかだ	四・二二	○・一二	三・一七	○・一二
網いけす	一・〇四	○・一二	○・五三	○・一二

第一号の表備考へ中「第百三十六条の二第一項」を「第百三十六条の三第一項」に改め、同表備考ヘを同表備考チとし、同表備考ホを同表備考トとし、同表備考ロから同表備考ニまでを同表備考ヘまでとし、同表備考イの次に次のように加える。

ロ　「通常てん補方式」とは、法第百三十五条又は第百三十六条（これらの規定を法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により共済金を支払うてん補方式をいう（以下同じ。）。

ハ　「地震等限定てん補方式」とは、規則第八十条の二第一号又は第二号（これらの規定を規則第八十四条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる要件に該当する特約に係るてん補方式をいう（以下同じ。）。